

報 道 資 料

平成22年5月28日

消費・生活安全課 農業水産振興課
食品安全推進係 環 境 係
担当：姫 野 増 井
内線：3181 3843

残留農薬基準違反について

くらし創造部が実施している県内流通農産物に対する残留農薬検査において、平成22年5月24日に食品衛生検査所が収去した「青ネギ」について、5月26日に食品衛生法の残留農薬基準を超えるEPN(殺虫剤)：1.3ppm(基準値：0.1ppm)が検出されました。

直ちに販売業者に対しては、当該生産者の「青ネギ」の流通を防止するよう指導しました。また、生産農家に対し、立入調査を行い、農薬の適正使用や自主検査による安全確認後の出荷等について指導しました。

販売業者においては、25日以降の入荷分も含め、直ちに自主回収や流通の自粛を開始し、その回収状況は下記のとおりです。

なお、安全性確認のため、5月25日入荷分について行政検査を実施したところ、本日残留農薬基準を超えるEPN：0.29ppmが検出されたので、重ねて回収等について指導しました。

今回違反のあった「青ネギ」については、通常の食生活において食べるネギの量では、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

1 食品衛生法に基づく収去検査結果

※入荷分：販売者に入荷した日を以て統一

- (1) 農産物名 青ネギ
- (2) 収去機関 食品衛生検査所市場食品検査課
- (3) 収去年月日 平成22年5月24日(24日入荷分)及び27日(25日入荷分)
- (4) 結果判明日 平成22年5月26日及び28日
- (5) 販売業者 -----
(被収去者) 奈良県大和郡山市
- (6) 生産農家 -----
奈良県葛城市
- (7) 検査機関 奈良県保健環境研究センター
- (8) 検査結果 116農薬について検査を実施

EPN(24日入荷分)	検 出 値：1.3 ppm	残留基準違反(食品衛生法)
EPN(25日入荷分)	検 出 値：0.29 ppm	残留基準違反(食品衛生法)

2 被収去者（販売者）の対応

5月28日現在の回収状況

5月24日入荷数 30ケース 回収数 30ケース（回収率100%）

収去分 1ケース

5月25日入荷数 20ケース 回収数 6ケース（回収率 30%）

※5月26日以降の入荷はありません。

3 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 平成22年5月26日（水）午後3時
- (2) 実施機関 農業水産振興課、中部農林振興事務所、葛城保健所
- (3) 栽培面積 5月24日入荷分にかかるほ場：約8アール
5月25日入荷分にかかるほ場：約9.2アール
- (4) 出荷先 -----
- (5) 出荷状況 個人出荷 ※1ケース 8kg入り
5月24日入荷分：30ケース（約240kg）
5月25日入荷分：20ケース（約160kg）
- (6) 農薬使用状況（EPN）
5月24日入荷分にかかるほ場：植木の害虫防除に使用した散布容器を洗浄せずに、「青ネギ」の防除に使用した
5月25日入荷分にかかるほ場：EPN散布なし
- (7) 指導事項
 - ① 農薬の適正使用と生産履歴記帳の徹底を行うよう指導
 - ② 5月24日入荷分にかかるほ場にて栽培中の「青ネギ」の適切な処分を指導（5月27日確認）
 - ③ 5月25日入荷分にかかるほ場からの出荷再開に当たっては、安全性確認のため自主検査の実施を要請済み（5月28日）
- (8) 県内生産者に対する再発防止策
 - ① 葛城市の「青ネギ」に対する風評被害が生じないように、関係機関（県農林部局、JA等）による対策会議の開催（5月27日実施）
：生産履歴の確認及び抜き取り検査分析の実施により安全確認済み（5月28日）
 - ② 県内生産者に対して、農薬の適正使用についての研修会や出前講座等の開催により指導の徹底を図る
 - ③ 農林振興事務所、県下の市町村や生産団体、農薬販売店等に対して、文書通知を行い、適正使用に対する周知徹底を図る

